

境港市災害ボランティアセンターの設置・運営等に
関する協定書

境 港 市

社会福祉法人境港市社会福祉協議会

境港市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

境港市（以下「甲」という。）と社会福祉法人境港市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、境港市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「境港市地域防災計画」に基づき、甲及び乙が相互に協力してセンターの設置及び運営を行い、それに伴う災害ボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活を復旧するための支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含め災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置）

第3条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

- (1) 災害の被害状況をふまえ、センターの設置の必要があると自ら判断したとき。
- (2) 甲からセンターの設置の要請があったとき。

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、浜の里（境港市竹内町40番地（境港市老人福祉センター内））とする。

- 2 前項の施設が被災し、センターを設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。
- 3 被害の状況等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、その設置場所を甲が確保する。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 境港市災害対策本部等との情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置及び運営に要する経費は、原則、甲の負担とする。

2 乙は、前項の経費を支出したときは、甲に対し、当該支出した経費に相当する額の支払いを請求することができる。

3 乙は、前 2 項の経費の内訳について、センター閉鎖後に支出状況がわかる書類を作成し、根拠書類を添付して、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(センターの閉鎖)

第 10 条 センターの閉鎖は、被災者の生活の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第 11 条 センターを通じて活動に参加した災害ボランティアが、当該活動に参加したことにより損害を被ったときは、当該損害については、ボランティア活動保険の範囲において補償されるものとする。

(報告)

第 12 条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第 13 条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 9 月 1 日

甲 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
市長 伊達 憲太郎



乙 鳥取県境港市竹内町 40 番地
社会福祉法人境港市社会福祉協議会
会長 佐篠 邦雄

